



## 第8回会合における構成員からの主なご意見等

---

2022年7月13日  
事務局

## とりまとめ骨子案について

- エンドユーザーは海賊版サイトを利用したくないという意思を十分に持っているとの調査結果も行われており、評価したい。政府のみならず関係するステークホルダーによる公告・周知活動の成果であると考え。国際的・グローバルな連携・協調に向けた活動が展開されているが、活動の継続と活性化が必要であると考え。【江崎座長代理】
- 2023年にはG7、IGFが日本で開催される予定と認識している。この機会を生かし、本問題の問題点を世界で共有し、問題解決への連携を加速、具体的な活動体制の構築に向けた関係ステークホルダーによる活動を期待する。【江崎座長代理】
- 対策に当たっては、費用対効果が高いものから実施するのがいいと思っており、例えば、一般ユーザーは海賊版サイトにアクセスしたくないという結果が出ているのであれば、一般ユーザーに対し、海賊版サイトに行かないようにする仕組みが効果的ではないか。つまり、積極的に海賊版サイトにアクセスしようとする人達を防ぐのは大変なので、数も多く効果もありそうな一般ユーザーを相手にするのが重要と思う。【上沼構成員】
- ストップ海賊版対策ということで様々な活動をされているが、違法にアップロードすることとダウンロードすることが違法だというメッセージになっている。骨子案のとおり、違法にアップロードされたサイトにアクセスすること自体がいけないのだということをきちんと伝えていくべきだと思う。【長田構成員】
- あるサイトが海賊版サイトなのか、正規サイトなのか、ABJマークをつけていただいているが、サイトの下のほうに行かないとマークが出てこないというのは残念。サイトを開けた瞬間にABJマークが目に入るようにする等、ABJマークがもっと有名になっていくことが大切と思う。【長田構成員】

### とりまとめ骨子案について

- ドメインホッピングなど、よい利用方法と不適切な利用方法が存在するのは当然であり、技術・サービスの中立性を保った上で、不適切な利用に関する対応策が議論・適用・実装されるべきであると考えます。【江崎座長代理】
- レジストラホッピングについて、ジェネリックトップレベルドメインができたとき、商標権侵害の対策で、そのユニフォームラピッドサスペンションという手続が導入されて、レジストラ間の移転を防ぐ手続が導入されている。本件は、ドメインそのものが権利侵害になっているのとは違うケースなので、この手続がそのまま応用できるかは分からないが、レジストラホッピングを防ぐ技術的な基盤はあると思う。ICANN等でお話をされているということなので、そちらの制度を参考にするという手もあると思う。【上沼構成員】

## とりまとめ骨子案について

- 現状と課題の整理から、現状においては、「CDNが海賊版サイト運営者によって悪用されないための効果的で具体的な対策実施の必要性をグローバルに認識してもらうこと」が重要であると考え。「さらに、対策の実装・実施における各事業者の実情・実態を確認・共有、さらに必要な改善を実現する体制やコミュニティの形成」が必要であり、効果的ではないかと考える。【江崎座長代理】
- CDNサービスがインターネットにおいて非常に有用だというのは分かっているが、骨子案にもあったとおり、特定の1社の問題が非常に大きい。40ページの各CDNサービスの対応を見ると、利用開始時の本人確認の有無が非常に重要だと思う。本人確認をきちんとやっていないと、利用規約違反に関する対応として契約停止等をしたとしても、同じ人が契約できてしまうことになるのであまり意味がない。特定の会社において問題があるのであれば、その会社についての対応が必要と思う。【上沼構成員】
- (40ページについて、) 利用規約には著作権侵害を禁止する記載があるが、本人確認をしないということになっているので、何回でも利用できるし、さらに言うと、法的手続もできなくなっている。それで権利侵害が発生していなければ仕方がないことかもしれないが、非常に多くの海賊版サイトに対して、配信サービスを提供しているということになると、看過できない問題と思うので、まずはクラウドフレアのこの状態を何とかしていただくということが一つの大きなテーマになるのではないと思う。【森構成員】
- 現在、著作権侵害のサイトの多くがクラウドフレアのサービスを悪用しているので様々な対応を促すと書かれているが、現状に鑑みると、そもそもクラウドフレア自体が著作権法の制限規定の恩恵を享受できない状態になっている可能性も否定できないと思う。著作権法には47条の4第1項の柱書きのただし書に、著作権者の利益を不当に害する場合には、この免責規定を受けられないという条文が入っており、その段階に達している可能性もある。もちろん解釈の余地もあり、また現状をはっきり分かっているわけではないため断定はできない。ただ、もしクラウドフレアのような周辺事業者が、効率的に著作権侵害に悪用されることを防止する措置を取れるにもかかわらず取っていない場合には、47条の4第1項の柱書きのただし書によって、むしろ著作権侵害の責任を免れないということも踏まえて対策を取るなど、対応を促す以上に何か踏み込んでいいように思う。【田村構成員】

## とりまとめ骨子案について

- 「ネットワークによるブロッキングが不適切」との基本的な考え方は、本件の知的財産権の保護という当然の問題だけではなく、DFFTで提起されている虚偽情報や不適切な扇動情報への対処においても同様に、グローバルに守られるべき規範である。表現の自由の保護、通信の秘密の保護、検閲の禁止などのグローバルに守られるべき基本原則を尊重した施策の立案と実施が重要であると考え、この実現のための各ステークホルダーによる自律的かつ連携・協調活動の展開がグローバルに実現されなければならないと考える。【江崎座長代理】
- 今まではっきりしなかった法律解釈について明らかにするような裁判例が出てきている。具体的には、昨年末に赤松先生が広告事業者を提訴して勝訴したケースや、SNS上に著作権侵害がアップロードされた場合に、SNSの運営事業者がどういう責任を負うかということについての裁判例等。可能であれば、本検討会の報告書に入れていただきたいと思っている。【森構成員】
- 出版社は、検索事業者やCDN事業者と、削除スキームをつくっていかねばいけない一方、手を握りながら反対の手でけんかをする立場にあって、やりにくい面はあると思うので、法的責任の問題について、検討会で淡々とやるというのはいいことではないかと思う。【森構成員】
- 継続的観察は非常に大切。Googleの新たな取組は、降格シグナルの問題を解消することが期待されるが、その進捗について、継続的に本検討会で見ていくことは重要。【森構成員】